

岩舟町住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 低炭素社会づくりによる環境保全を推進するため、住宅用新エネルギー機器又は住宅用省エネルギー機器（以下これらを「機器」という。）を導入する者に対し町が交付する住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金（以下「補助金」という。）については、岩舟町補助金等交付規則（昭和57年岩舟町規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内に住所若しくは居住地を有し、又は新たに町の区域内に住所を定めようとする者であること。
- (2) 自己の居住の用に供する住宅（その一部を事業の用に供するものを含む。以下「住宅」という。）に未使用の機器を設置し、又は未使用の機器が設置されている住宅を購入する者であること。
- (3) 住宅の所有権を有しないときは、機器を設置することについて当該住宅の所有者の同意を得ていること。
- (4) 町税に滞納がないこと。

(交付の対象機器)

第3条 補助金の交付対象となる機器（以下「交付対象機器」という。）の種類は別表に掲げるとおりとする。

2 交付対象機器の数は、別表に掲げる住宅用新エネルギー機器、住宅用省エネルギー機器においてそれぞれ1基までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる機器の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額とし、予算の範囲内においてこれを交付する。

2 住宅用太陽光発電システムに係る補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 機器の設置に要する費用に係る見積書又は契約書等の写し
 - (2) 機器の形状、規格等を確認することができる書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、申請を受けた順にその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を交付しないことと決定したときは住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（申請内容の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の申請の内容を変更しようとするときは、住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金交付変更申請書（様式第4号）に変更する内容を証する書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、申請の内容の変更について承認する場合において、補助金の額に変更があるときは住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金交付変更決定通知書（様式第5号。以下「交付変更決定通知書」という。）により、補助金の額に変更がないときは住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金内容変更承認通知書（様式第6号）により、承認しないときは住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金交付変更不承認通知書（様式第7号）により申請者に通知する。
- 3 補助対象者は、機器の設置を取りやめようとするときは、住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器導入中止届出書（様式第8号）に交付決定通知書（前項の規定により変更の承認を受けたときは、交付決定通知書及び交付変更決定通知書又は同項の内容変更承認通知書）を添えて、町長に届け出なければならない。
- 4 町長は、前項の届出書の提出があったときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第 8 条 補助対象者は、機器の設置が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は補助金交付決定のあった年度の 3 月 25 日のいずれか早い日までに、住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器導入実績報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 機器の設置に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 機器を設置した状況を示す写真
- (3) 住宅用太陽光発電システムにあっては、電力会社と締結した電力受給契約書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 9 条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容の審査及び現地調査をし、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するときは、補助金の額を確定し、住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金額確定通知書（様式第 10 号）により補助対象者に通知する。

(交付の請求)

第 10 条 前項の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金交付請求書（様式第 11 号）に交付決定通知書（第 7 条第 2 項の規定により変更の承認を受けたときは、交付決定通知書及び交付変更決定通知書）の写しを添えて、町長に請求しなければならない。

(報告)

第 11 条 町長は、補助金の交付を受けて住宅用太陽光発電システムを設置した者に対し、必要に応じて売電量及び買電量等のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

機器の種類		金額
住宅用新エネルギー機器	<p>住宅用太陽光発電システムで次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 財団法人電気安全環境研究所の太陽電池モジュール認証を受けていること。</p> <p>(2) 太陽電池の最大出力合計が10KW未満であること</p>	<p>出力1Kw当たり20,000円。</p> <p>ただし、80,000円を限度とする。</p>
住宅用省エネルギー機器	<p>CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) ヒートポンプ方式でCO₂冷媒を使用していること。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が3.0以上であること。</p>	<p>1基当たり20,000円</p>
	<p>潜熱回収型給湯器で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 効率が90%以上であること。</p> <p>(2) 定格給湯能力が60号以下であること。</p>	<p>1基当たり10,000円</p>